



報道機関 各位

記者発表資料
令和3年4月23日（金）
問い合わせ先
高齢者施設について
：高齢福祉課
課長：山崎
担当：矢田部
電話：829-1259
内線：3034
障害者施設について
：障害支援課
課長：西淵
担当：根岸
電話：829-1305
内線：3058

高齢者施設・障害者施設の職員等を対象としたPCR検査の更なる充実を図ります

入所系高齢者施設・障害者施設の職員等を対象としたPCR検査について、既に行っているPCR検査費用補助事業の実施方法を見直し、民間検査機関への委託により2週間に1回程度の頻度で実施できるようにします。

1 対象者

入所系の高齢者施設等の職員（高齢者施設 約23,000人、障害者施設 約2,100人）及び新規入所者

2 実施期間

令和3年4月26日（月）から令和3年6月末まで

3 実施方法

民間検査機関から施設にPCR検査キットを送付する方式
唾液採取によるPCR検査

4 検査費用

無料（市が民間検査機関に支払います）

※参考

PCR検査の対象となる入所系施設

高齢者施設	障害者施設
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 介護療養型医療施設 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 有料老人ホーム ・ サービス付き高齢者向け住宅 ・ 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症グループホーム） ・ 短期入所生活介護事業所 ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型事業所 <p>※いずれも、地域密着型サービスを含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ グループホーム（共同生活援助） ・ 短期入所施設 ・ 障害児入所施設 ・ 宿泊型自立訓練施設 ・ 生活ホーム ・ 緊急一時保護施設